

「通信・放送の総合的な法体系の在り方

＜平成20年度諮問第14号＞答申（案）」に対する意見

平成21年7月15日

札幌市中央区北1条西8丁目

札幌テレビ放送株式会社

代表取締役社長 島田 洋一

項目	意見
<u>1. 法体系見直しの必要性</u> (2) 現行の法体系	デジタル化、ブロードバンド化の進展によって、新たなサービス等の利用を可能とするために、現行の放送法を含むすべて関連法を包括化する必然性はなく、無理な包括化によって、これまで「放送」が果たしてきた機能・役割が損なわれることを懸念する。
<u>1. 法体系見直しの必要性</u> (2) 現行の法体系	デジタル化により通信設備を放送設備へ、放送設備を通信設備へ活用する将来展望を示しているが放送の基盤である電波の伝送量の拡大と通信の伝送量の拡大を同列に論じる事には無理がある。圧縮技術の進展は同じく寄与するが、光ファイバーの本数を自由に拡大できる通信と有限希少の電波とでは伝送量拡大の規模が違う。
<u>1. 法体系見直しの必要性</u> (3) 見直しに当たっての3つの視点と5つの目的	ハード・ソフトの関連で、ソフト業務は認定制とされ、放送の内容について行政の関与が強まるのではないかという懸念や不安がある。 現行の放送免許は「施設免許」（電波法）であり、放送番組の内容は放送法（自主自律によるコンテンツ規律）の規律を受けるという「二重構造」であり、これによって番組内容に対する行政の直接的な審査・関与を防ぐことで放送の自由を制度的に保証してきた経緯がある。こうした制度的枠組みは将来にわたり、堅持すべきである。

<p><u>2. 伝送設備規律</u></p> <p>(1) 電波利用の柔軟化</p> <p>① 電波利用の柔軟化 通信及び放送両用の無線局の開設を可能とする制度を整備</p>	<p>国の規律ある周波数使用計画のもと、電波の有効利用が図られてきたと理解しているが、社会的影響の大きい放送において複数の目的をもつ無線局の必要性に疑念を感じる。通信の無線局で行なわれる放送は「メディアサービス」として位置づけられるべきではない。</p>
<p><u>2. 伝送設備規律</u></p> <p>(1) 電波利用の柔軟化</p> <p>② ホワイトスペースの活用</p>	<p>地上テレビ放送用周波数帯は、今回のデジタル化により 370MHz から 240MHz に大幅に縮小し、周波数の有効利用に大きな貢献をしたところ。無線局の既存業務に影響を与えない範囲でと条件を付けているが、今の時点で放送用周波数帯でのホワイトスペースの活用は、慎重な検討を要する。</p>
<p><u>3. 伝送サービス規律</u></p> <p>(3) 放送・有線放送の安全・信頼性の確保</p>	<p>「基幹放送の概念」から、放送の安定は欠かせないものである。安定には、放送に関する経営資源がハードとソフトに対し適正に配分されることが重要である。答申案は、放送中止事故といったことに目を向け、経営資源の配分をハードへ偏らせかねないといった危険を含んでいる。放送の使命である健全なる民主主義の発展には番組の質の向上といったソフトへの経営資源の配分も必要である。</p> <p>設備の安全性・信頼性については、「地上放送関係無線設備等の安全・信頼性基準ガイドライン」を定め、放送事業者も日々改善努力を重ねているところである。重要な位置づけのプラン局については設備の2重化や予備電源の整備がなされている。</p> <p>こうした取組みは、放送事業者の健全な経営体質を前提とするものであり、法規制の基本としては一定の指針を示し、具体的な対応は事業者の責任により行なうべきである。</p>
<p><u>4. コンテンツ規律</u></p> <p>(3) 具体的規律</p> <p>②業務開始の手続き等</p> <p>イ 事業形態の柔軟化のための参入手続の見直し</p>	<p>計画のみの「新規参入事業者」と実績のある「既存の放送事業者」の比較審査は、単純に比較できるものではないと考えられ、より慎重に検討すべきである。</p>

<p>4. <u>コンテンツ規律</u></p> <p>(3) 具体的規律</p> <p>③番組規律</p> <p>ア. 基本計画の対象である放送であって、「現代社会の基盤を形成する役割」「教養・教育水準の向上」「娯楽の提供」を中心とした機能・役割になうことが期待される放送</p>	<p>いわゆるショッピング番組については、視聴者のニーズに基づいて編成されている。番組種別等の公表については法律で義務付けられるのではなく、市場性に基づいた自主規律を基本とする方向で検討すべきである。</p>
<p>4. <u>コンテンツ規律</u></p> <p>(3) 具体的規律</p> <p>④表現の自由享有基準</p> <p>ア. 総論</p> <p>「多元性」、「多様性」、「地域性」</p>	<p>「必用に応じて、表現の自由享有基準の緩和を検討していく」ことは、地方局の存立基盤に大きな影響を与えると考えられる。</p> <p>情報の「多元性」、「多様性」、「地域性」は、基幹放送である地上波の重要な機能・役割の一つであり、緩和すべきものではない。</p>
<p>4. <u>コンテンツ規律</u></p> <p>(3) 具体的規律</p> <p>⑤ 再送信制度の在り方</p> <p>イ 裁定制度</p>	<p>「有線テレビジョン放送の健全な発達を図ることを目的」とあるが、全国で2, 200万を超える契約数に成長した現在において今も尚、必要な事なのか？区域外再送信によりその事業基盤を脅かされている地方局にこそ健全な成長への配慮が必要ではないか。今や、使命を終えた裁定制度を廃止して、再送信同意は民間協議に委ねるべきである。</p>

以上